

東京都市計画高度利用地区の変更（文京区決定）

東京都市計画高度利用地区を次のように変更する。

地区名		面積	建築物の延面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度	建築物の延面積の敷地面積に対する割合の最低限度	建築物の建築面積の最低限度	備考
後楽二丁目東地区	A	約 ha 1.0	以下 30 10	以下 6 10	以上 20 10	以上 200㎡	壁面線 東 4m 西・北 2m
	B	約 ha 0.2	以下 50 10	以下 8 10	以上 20 10	以上 200㎡	壁面線 東・南 4m 西 2m
再開発地区計画区域内で、地区整備計画が定められた区域については、この規定は適用しない。							

位置及び区域は、計画図表示のとおり。

理由

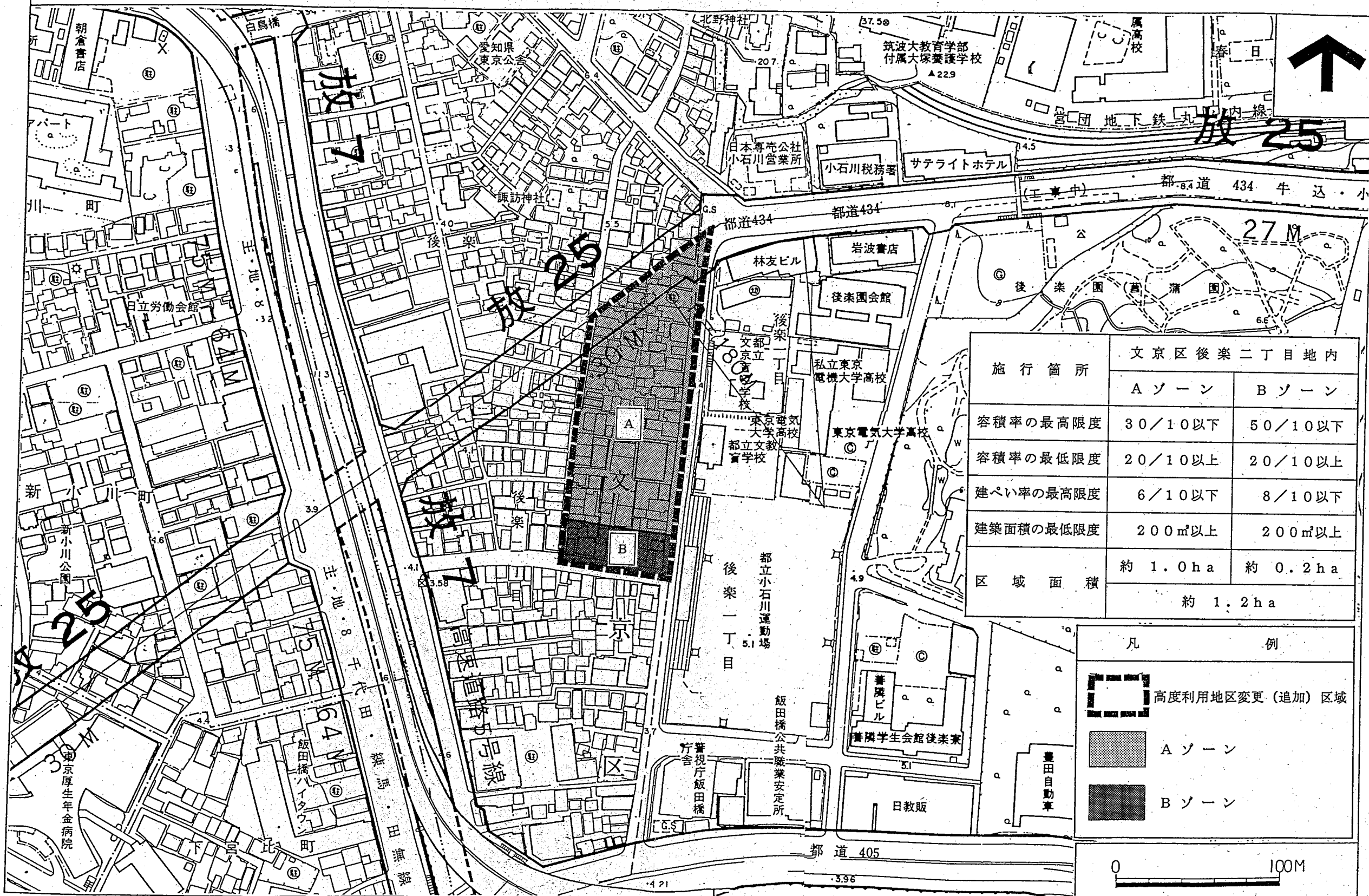
後楽二丁目地区再開発地区計画の決定及び後楽二丁目東地区第一種市街地再開発事業の実施に伴い、土地の合理的かつ健全な高度利用を図るため、高度利用地区を変更（追加）する。

変更概要

番号	変更箇所	今回追加面積	変更前面積	変更後面積	備考
	文京区後楽一・二丁目及び春日一丁目地内	約 ha 1.2	約 ha 2.6	約 ha 3.8	追加指定 既決定 6地区

〔既決定地区〕  
江戸川橋地区  
江戸川橋第2地区  
音羽一丁目地区  
音羽二丁目地区  
関水地区  
関口一丁目地区

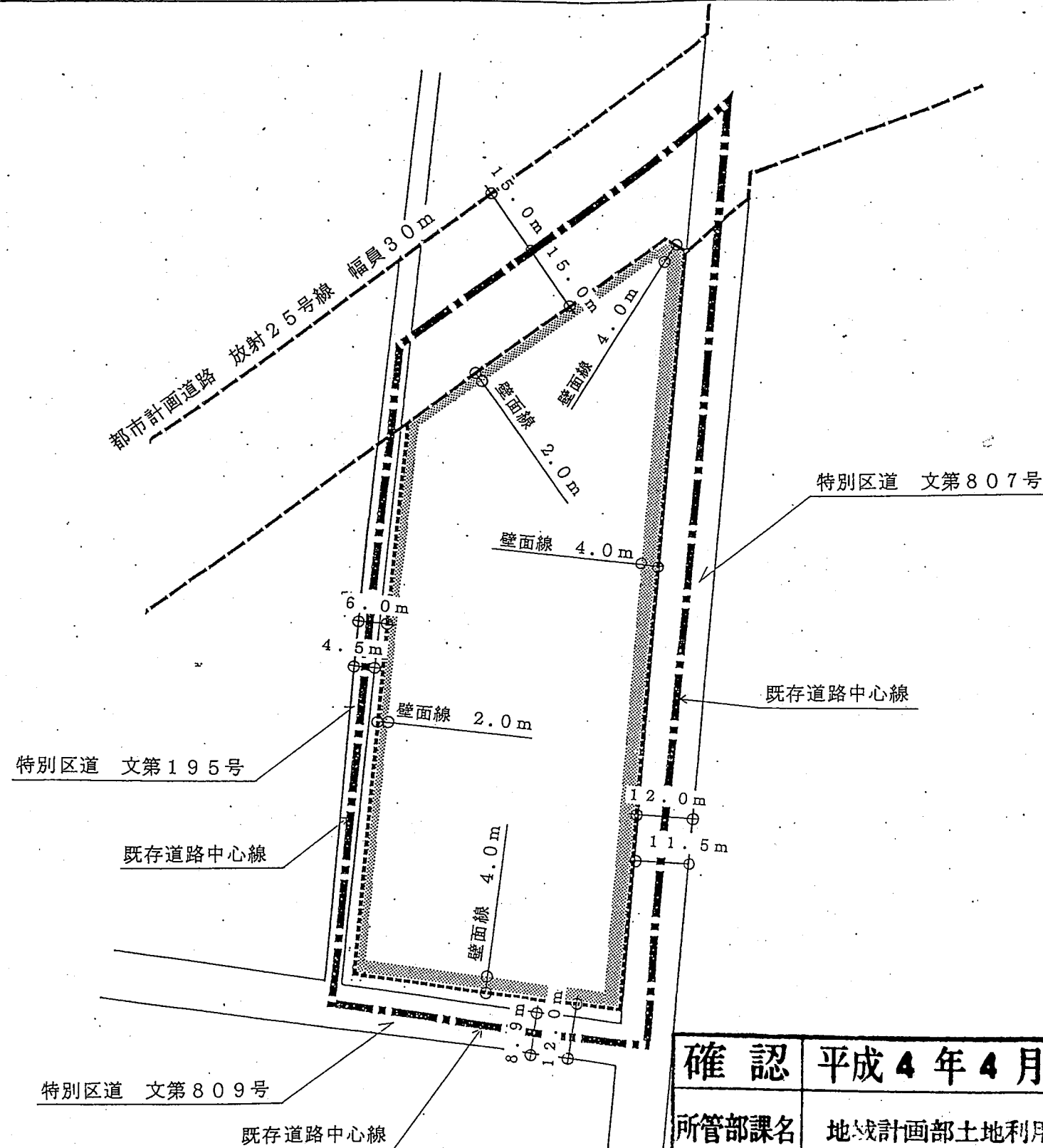
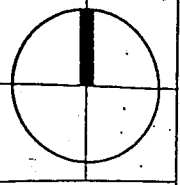
# 東京都市計画 高度利用地区 (文京区決定) 計画図1



施行箇所	文京区後楽二丁目地内	
	Aゾーン	Bゾーン
容積率の最高限度	30/10以下	50/10以下
容積率の最低限度	20/10以上	20/10以上
建ぺい率の最高限度	6/10以下	8/10以下
建築面積の最低限度	200㎡以上	200㎡以上
区域面積	約 1.0ha	約 0.2ha
	約 1.2ha	

凡 例	
	高度利用地区変更(追加)区域
	Aゾーン
	Bゾーン





凡 例	
	高度利用地区
	壁面の後退範囲
	道路拡幅線

確認	平成4年4月9日
所管部課名	地域計画部土地利用計画課

